

シリーズ企画

オリンピックと屋内全面禁煙法・条例(その47) 改正健康増進法に期待 受動喫煙防止、サービス業に拡大

北九州市医師会広報委員会委員
産業医科大学産業生態科学研究所
健康開発科学研究室 教授

大和 浩

①健康増進法(2003年)の効果

今でこそ当たり前になった公共施設や官公庁の禁煙に大きな役割を果たした2003年5月1日に施行の健康増進法第25条(2002年8月3日公布)は以下の通りです。

学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店、その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない

施行の当日、都内の私鉄の構内から一斉に灰皿が撤去される様子が全国ニュースで放映されました。また、全国の銀行や郵便局の窓口も一斉に禁煙化されました。図1は宮崎銀行の禁煙化を知らせるポスターですが、『健康増進法の施行にともない…』と書かれています。

今となっては信じがたいことですが、福岡市営地下鉄福岡空港駅の地下の改札フロアにも灰皿が置かれていました(図2)。この灰皿は健康増進法の施行から2カ月遅れの2003年7月に撤去されました。男性は「5月1日に施行された健康増進法により撤去します」という予告を見つめながら喫煙しています。

ホテルのロビーも同様です。図3は全国チェーンのホテルの掲示ですが、やはり「健康増進法第25条に基づきフロントロビーは禁煙」とすることが周知されています。

2000年代の前半、受動喫煙が健康に悪いことの認識は高まっていましたが、「苦情が来る恐れ」のために公共施設や公共的な空間の禁煙化でさえなかなか踏み出せない状態でした。苦情回避の理由付けとして「健康増進法に基づき(仕方ないので)」と書いたのでしょうか。

健康増進法の問題点は、受動喫煙を防止するこ

図1. 宮崎銀行の禁煙化を知らせるポスター



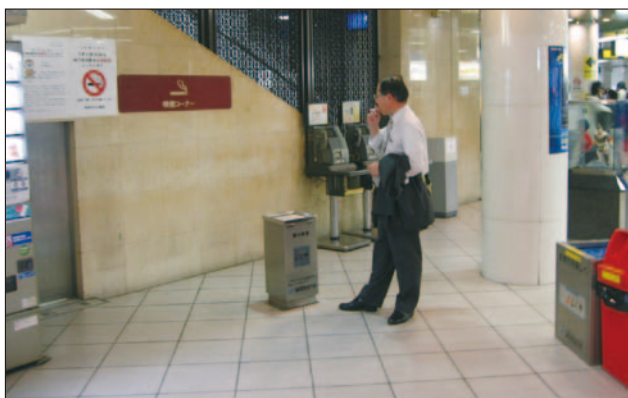


図2.福岡空港駅の改札フロアの灰皿とその撤去を予告するはり紙

平成15年6月12日
福岡市交通局

**7月1日（火）から
地下鉄全駅を全面禁煙といたします**

地下鉄は
全面禁煙です！

地下鉄では、快適な駅環境の向上を図るため、平成15年7月1日（火）から駅構内を全面禁煙といたします。

地下鉄におきましては、社会全体として喫煙抑制の流れが徐々に大きくなっていることやお客様から「全面禁煙してほしい。」などのご要望があり、さらに本年5月1日から施行された健康増進法では、地下鉄にも「受動喫煙を防止するために必要な措置」を講じることとされています。

これらを踏まえ、九州では初めて、お客様に健康で快適な駅環境を形成し提供するため、これまでコンコースに設けておりました喫煙コーナーを廃止し、列車内及び駅構内の全面禁煙を実施します。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

《お知らせ》
**7月1日(火)から
地下鉄全駅を全面禁煙
といたします**

お客様のご理解・ご協力をお願いいたします。

福岡市交通局

とができない喫煙室も「必要な措置」として広まってしまったこと、また、罰則規定がなかったため飲食店ではほとんど守られなかったことでした。

②飲食店の禁煙化促進に期待

2013年9月、東京オリンピック・パラリンピックが決定したことで飲食店を含めた全面禁煙化が必要になったことは本シリーズで紹介してきた通りです。バックナンバーは私のホームページに公開してあります (http://www.tobacco-control.jp/KitaQ_Med_News.htm)。

お客様へ

健康増進法第25条・受動喫煙防止措置に基づき、フロントロビーは禁煙とさせていただきます。

皆様のご理解とご協力をお願い致します。

総支配人

福岡フロントホテル株式会社

図3.某チエーンホテルのフロントロビーの禁煙化を周知するポスター

紆余曲折の末に2018年7月18日に成立したのが改正健康増進法です(図4)。

先月号で紹介した東京都条例との比較を以下に示します。

すでに敷地内禁煙が常識となっている学校や病院の屋外に喫煙場所を設けることができることとしたことなど今後の改善が必要な点がありますが、罰則があることが大きな前進です。また、例外扱いとされた小規模飲食店ですが、「喫煙可」を選択する場合、その旨を入口に掲示せねばなりません。吸わない人が8割を超えていますから、「喫煙可」と入口に掲示があれば、受動喫煙の曝露を受けることを意味しますので吸わない人は敬遠するでしょう。また、喫煙可の店内では未成年者のアルバイトを雇うことが出来なくなります。人手不足倒産を避けるためには店内を禁煙とするしかありませ



図4. 成立を受け、一礼する加藤厚生労働大臣

ん。

2003年の健康増進法で公共施設と公共的な空間の禁煙化が進んだように、「改正健康増進法に基づき店内を禁煙としております」という飲食店が増えることが期待されます。「喫煙店は閑古鳥、禁煙店は大繁盛」となるように禁煙のお店を利用しましょう。

	改正健康増進法 平成30(2018)年7月18日成立	東京都受動喫煙防止条例 平成30(2018)年6月27日成立
幼保小中高、大学、病院、児童福祉施設、行政機関、バス、タクシー、航空機など	敷地内禁煙 ・特定屋外喫煙場所は可	敷地内禁煙 ・幼保小中高は屋外喫煙所の設置不可
ホテル、事務所など上記以外の多数の者が利用する施設	原則禁煙 ・喫煙専用室の設置可	
大規模飲食店	原則禁煙 ・喫煙専用室内でのみ喫煙可	従業員を使用している店舗は原則禁煙 ・対象店舗は84%
小規模飲食店 ・客席面積100m ² 以下 ・資本金5000万円以下	既存特定飲食提供施設として猶予措置(例外扱い)となる店舗は面積基準で約55%、資本金基準で約40%の見込み ・「喫煙可」とする場合、入口に標識の掲示義務	同居の親族は従業員とみなさない ・喫煙専用室の設置可 ・「喫煙可」とする場合、入口に標識の掲示義務
加熱式タバコ	経過措置として加熱式タバコ専用の喫煙室であれば、飲食しながらの使用も可	
	他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないとして厚生労働大臣が指定するもの	健康影響が明らかになるまでの間、行政処分や罰則は適用しない
未成年者の保護	すべての施設で喫煙可能場所への立ち入り禁止	
罰則	都道府県知事等が、指導→勧告→命令 →公表→罰則の適用 管理者:50万円以下の過料 喫煙者:30万円以下の過料	管理者:5万円以下の過料 喫煙者:3万円以下の過料 加熱式タバコには罰則を適用せず
※良好な対策は青文字、今後の改善が必要な対策は赤文字で表記		